

弟子屈町立奥春別小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

（いじめ防止対策推進法第2条を参照）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるため、「奥春別小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」として、以下の5つを示す。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- ②児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深め一体となって取り組む。

2 いじめの未然防止のために

（1）児童に対して

- ①児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②わかる授業を行い児童に基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や児童一人一人が、かけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級指導等を通して育む。
- ④「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。
- ⑤見て見ぬふりをすることも「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら先生や友人、家の大人に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは悪いことではないことも併せて指導する。
- ⑥学級や児童会の活動に、自主的・主体的にいじめ防止に取り組むよう指導する。

（2）教員に対して

- ①児童一人一人が自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ②自発的な活動を支える委員会活動や主体的に取り組める学習活動等、児童一人一人が活躍できる学習活動を行うよう努める。
- ③児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級の指導の充実を図る。
- ④「いじめは絶対に許さない」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動を通し児童に示す。
- ⑤児童一人ひとりの変化に気づく敏感な感覚をもつよう努める。
- ⑥児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦「いじめ」の構造や対処等、「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ防止等」に関する教職員の資質向上を図る。
- ③「いじめ問題」に関する校長講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されないこと」「いじめに気付いたときは、すぐに先生や周りの大人に知らせることの大切さ」を伝える。
- ④「いじめ根絶」に関する児童会の取組を行う。
- ⑤いつでも、誰でも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、保護者懇談会、道徳授業公開、PTA総会、学校評価委員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けて

(1) 早期発見のために ⇒ 「変化に気づく」「相談できる」

- ①児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、日常の児童の様子を担当はじめ全ての教員で見守り小さな変化を見逃さず、気付いたことを共有する場を設ける。
- ②いじめアンケート、児童アンケート、i-check 等を実施し、その後の教育相談等を通して児童の悩みや人間関係の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して児童との信頼関係を深める。
- ③児童及び保護者が、いじめに限らず困っていることや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ④ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) 早期解決のために ⇒ 「情報の共有」「速やかな対応」

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、組織的な体制のもとで対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実関係を早期に把握する。その上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。
- ③いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ④いじめることがどれだけ相手を傷付け、苦しめているかを認識させ、いじめの行為にいたる気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑤傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるという指導をする。
- ⑥事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合って解決にあたる。
- ⑦犯罪行為として扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

4 重大事態発生時の対応

「重大事態」とは、いじめにより

1. 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（子どもが自殺を企画した場合等）
2. 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安、又は一定期間連続して欠席している場合）

※児童や保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

- ①校内に重大事態の調査組織を設置し、迅速に情報収集と確認をする。
- ②教育委員会に重大事態が発生した旨を速やかに報告する。
- ③教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織「いじめ問題対策協議会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。（北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、等）

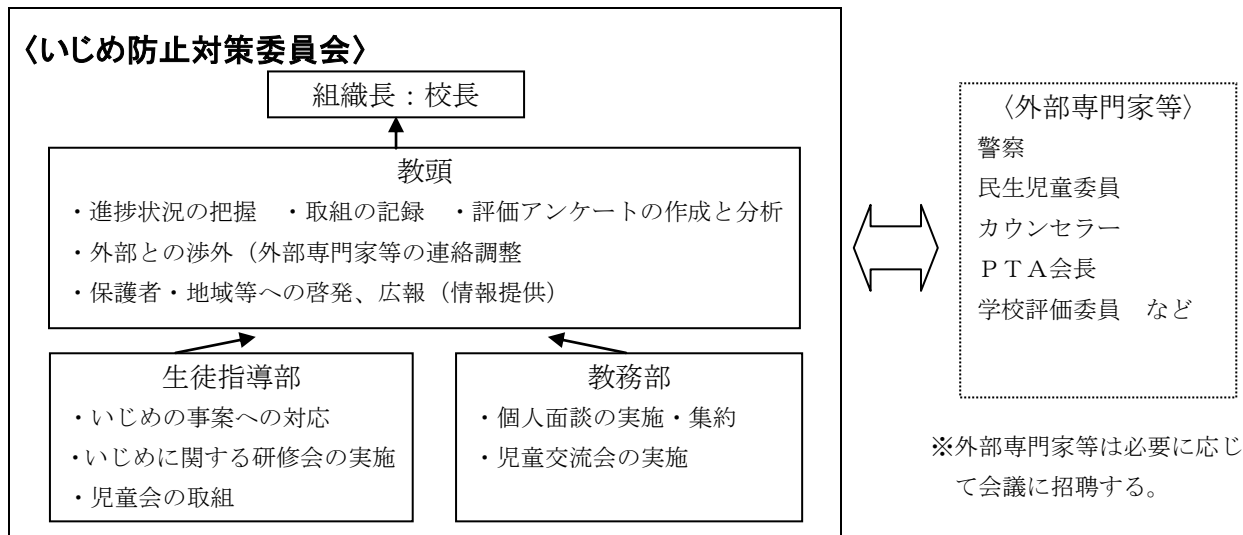
- ④調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係及び情報を適切に提供するなど必要な措置を行う。(金品の授受、暴行等については、第28条に則り行う。警察への通報、出席停止等を含む。)

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①いじめ防止対策委員会

- いじめの防止に関する措置を実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。(校長、教頭、教務主任、生徒指導部、当該学級担任、等)



(2) 年間計画の策定と計画的な取組

月	いじめ防止対策委員会	その他全職員での取組
4月	いじめ、問題行動等に対する学校基本方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> 学校の基本方針、関係機関担当者の確認 いじめ、問題行動等に対する学校基本方針の説明 (PTA 総会、学校便り等)
5月		
6月	1学期の取組反省と2学期の取組検討	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 個人面談週間の実施及び集約 夏休み中の児童の様子の情報交流
7月		
8月		
9月		
10月		
11月	2学期の取組反省と3学期の取組検討	<ul style="list-style-type: none"> いじめアンケートの実施 個人面談週間の実施及び集約
12月		
1月		
2月	総合質問紙「i-check」の分析	総合質問紙「i-check」の実施
2月	年度の取組反省と次年度の取組検討	冬休み中の児童の様子の情報交流
定期的	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の職員朝会時における児童の実態交流 いじめ把握のためのアンケートの実施 (6月、11月) 弟子屈町生徒指導連絡協議会、釧路生徒指導連絡協議会等への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の学校ネットパトロールの実施
児童取組に係る	<ul style="list-style-type: none"> 一学校一運動の内容検討、いじめ撲滅宣言の採択 弟子屈町いじめ撲滅サミットの参加 いじめ撲滅! メッセージコンクールの作品応募 (標語・ポスター) 	